

## 第8回自治基本条例検討町民会議 住民参加分科会

### 【意見交換内容】

- ・会議の進行方法がどのように決まっているのかがわからない。
- ・このくらい的人数で条例策定の方向を決めてよいのか。
- ・自治基本条例の良いところと悪いところを議論しようがいい。
- ・協働のまちづくり条例があるのに、なぜ自治基本条例が必要なのか。
- ・議会よりも上位にある条例は必要ないと思う。
- ・条例策定検討の議論が凍結している自治体も多い。
- ・今のままではなぜ悪いのか。どこが不都合なのか。
- ・作るのであれば、三芳町らしいものを作るべき。  
→例えば、住民の定義を在勤・在学まで広げず、町に税金を納める住民という考え方
- ・条文でおかしいというところを考える会議にしてほしい。
- ・協働のまちづくりで何か良い点はあったのか。
- ・住民の定義を突き詰めていきたい。  
→協働のまちづくり条例で町内での活動団体までに定義が広がっているのは問題がある。カルト教団や暴力団といった団体も含まれてしまうのではないかという危険がある。町を乗っ取られてしまうことも考えられる。
- ・自治基本条例が議会や町長よりも力を持つてくることに危険を感じる。
- ・富士見市、ふじみ野市では反対運動が起きている。  
→第2の外国人参政権の問題や憲法違反となるかもしれない。  
→住民が知らないうちにできてしまっている自治体が多い。
- ・よくわかっていない人が条例を作るのではなく、専門家が作った方がいい。その欠点を探して直していく方法が一番良いのでは。
- ・住民の定義は在勤ではなく、住民票のある人という考え方がいいと思う。
- ・協働のまちづくりはみんなですることを保障している。
- ・住民の定義には、日本国籍があるかどうか重要になってくる。
- ・最高規範という言葉は使う必要はない。
- ・自治基本条例を作るメリットはない。
- ・自治基本条例を作るのではなく、町民憲章を見直せばいい。
- ・協働のまちづくりで活動している人の中には、みどり保全の活動など普通の企業の方も参加している人もいる。  
→活動は含まれてもいいが、何かを決める時は制限する必要がある。
- ・自治基本条例はたの条例とは性質が違い、理念条例であり、すぐに生活が変わるものではない。  
→すぐ変わらないのが怖い。

- 協働のまちづくりの延長が自治基本条例ということではない。
- もう少し住民が参加する中で議論されるべき。
- 住民参加は既に保障されている。
- 意見等があれば、後日、分科会議論補助シートにより提出する。